

ブロック塀等撤去費補助制度

公共施設の敷地・道路に面するもの …………… **上限額 10万円**

通学路に面するもの …………… **上限額 15万円**

対象となるブロック塀等

次のいずれにも該当するもの

- 地盤面からの高さが1m以上
- コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀

令和7年度も
市内業者による工事に
3万円加算します！

対象となる工事

次のいずれにも該当するもの

- 公共施設の敷地、道路、通学路※1に面するブロック塀等の撤去工事※2
- 令和8年2月末までに撤去が完了する工事

※1 対象となる公共施設、道路、通学路は建築課へお問い合わせください
※2 ブロック塀や基礎などを一部残す場合は、必ず事前にご相談ください

受付期間

令和7年4月1日(火)～令和7年12月26日(金)

※工事完了後の実績報告書を令和8年2月27日(金)までに提出する必要があります

補助金額

| 公共施設の敷地・道路 | 通学路 |
|-------------------------|-------------------------|
| 撤去基準額※2の1/2 (上限10万円) | 撤去基準額※2の3/4 (上限15万円) |

※2 ブロック塀等の『1mあたりの撤去工事費(見積額)』と『1mあたり1万円』のいずれか少ない額により算出します



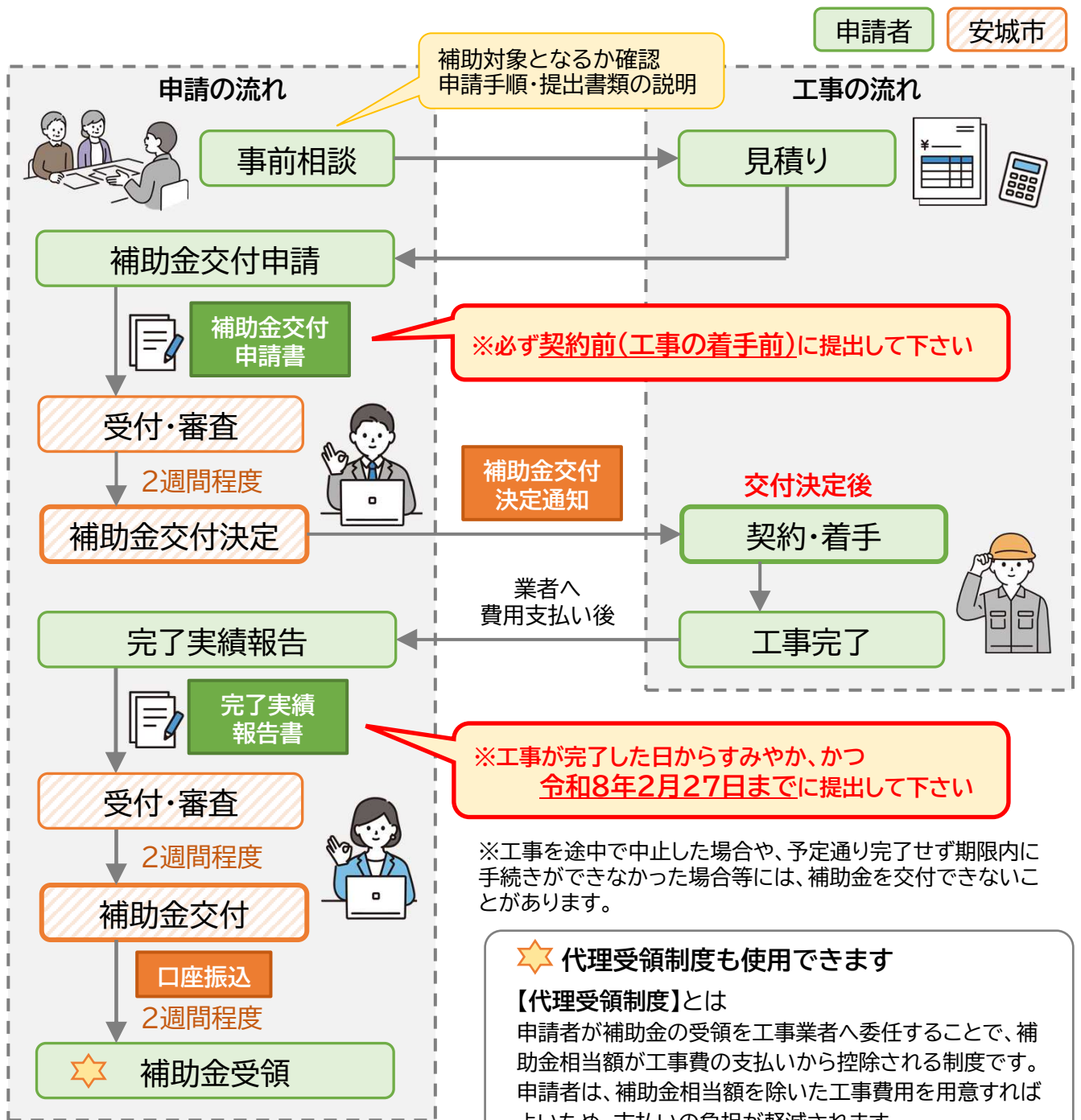
申請に必要な書類

- 交付申請書
- 位置図(住宅地図など)
- 撤去工事の内容(ブロック塀等の延長、高さ等)を表した図面等
- 現場写真(ブロック塀等の延長、控え壁、ひび割れ箇所、高さ等がわかるもの)
- 撤去工事の費用がわかる見積書

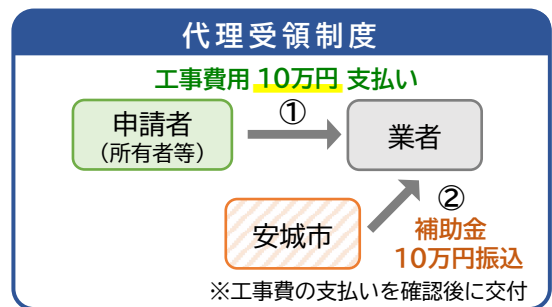
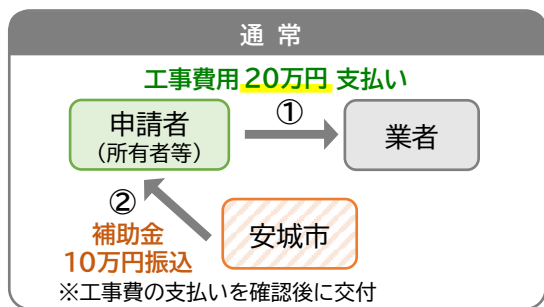
留意事項

- 申請額が予算額を超えた時点で受付を終了します。
- 申請後、撤去する際にブロック塀でないことが判明した場合は、申請を取り下げてください。
- 申請用紙の様式・補助の詳細は安城市建築課HPをご覧ください。

補助金交付の流れ・必要な手続き



(例)ブロック塀等撤去費20万円、補助金10万円の場合



【お問合せ先】

安城市 建築課建築指導係 (電話:0566-71-2241)
(安城市役所 北庁舎3階)

☎ 詳細はこちら

